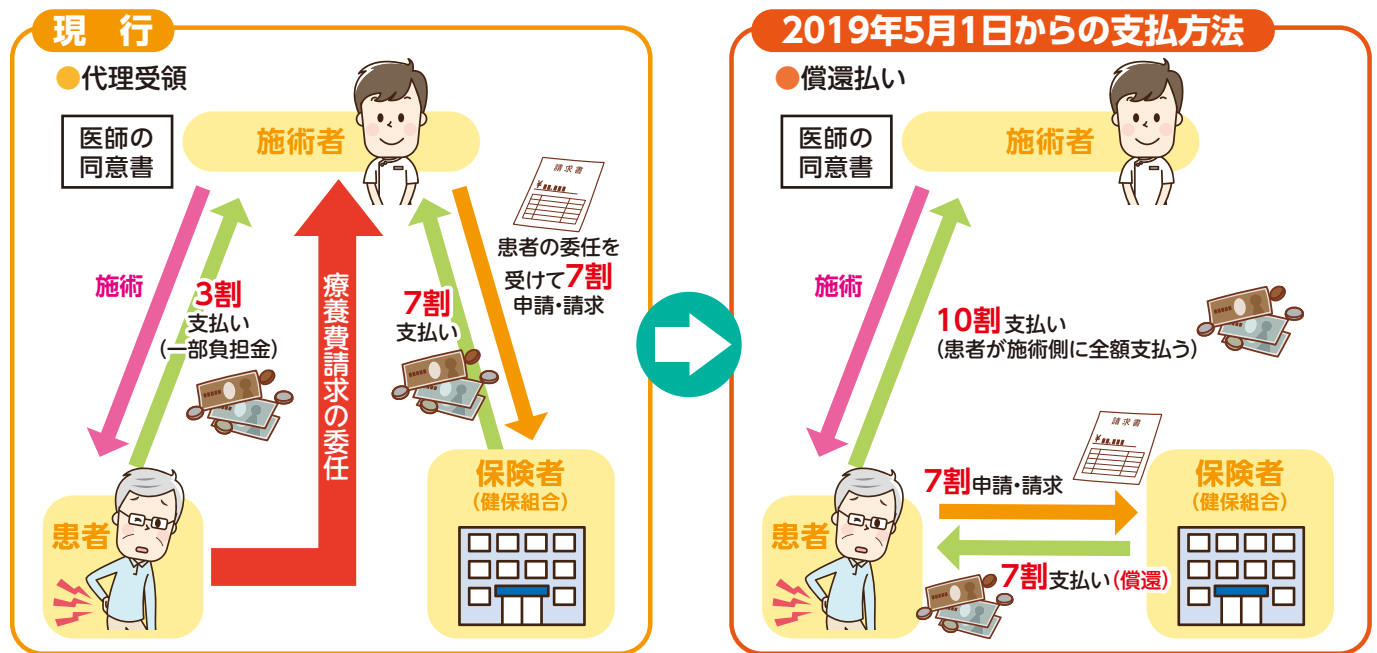


はり・きゅう・あんま・マッサージにかかる「療養費」の申請・支払方法が変わります

はり・きゅう・あんま・マッサージに係る「療養費」の申請・支払方法の取り扱いについては、現在、施術者が被保険者に代わって健康保険組合へ「療養費」を申請・受領(代理受領)しておりますが、2019年5月1日施術分から被保険者がいったん窓口で全額を立替払いして、後日健康保険組合へ支給申請(償還払い)する取り扱いとなります。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

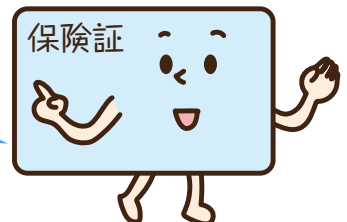
はり・きゅう・あんま・マッサージ・療養費の支払方法



はり・きゅう・あん摩マッサージ

鍼灸師等の施術を受ける場合、一定の条件を満たしていれば健康保険が使えます。健康保険で鍼灸師等の施術を受けるには、**医師の同意書が必ず必要**になります。また、施術が長期にわたる場合には、**6ヵ月ごとに文書による医師の再同意が必要**になります。医師の同意がなく自分の判断だけで施術を受けた場合は、健康保険が使えません。

施術を受けた際には、通院のたびに領収証を必ず受けとり、受けた治療の記録になるので大切に保管しておきましょう。後日、健康保険組合から治療内容についてお尋ねすることもあります。健康保険の適正な運営のためにご協力をお願いします。



申請方法

「療養費支給申請書(はり・きゅう)(あんま・マッサージ用)」に施術内容等の証明を受け、「領収書(原本)」、「医師の施術同意書(原本)」等を添付のうえ、当健康保険組合へ請求してください。

なお、「療養費支給申請書(はり・きゅう)(あんま・マッサージ用)」は、当健康保険組合のホームページからダウンロードしていただくか、お電話で請求してください。

※ご不明な点は、当健康保険組合(☎06-6943-5436)までお問い合わせください。